



保険証が使用できるのは退職日までです
退職の際は保険証の回収をお願いします

職場内で掲示や回覧により
ご周知ください

整骨院・接骨院等にかかるとき



健康保険が使えます

- 負傷原因がはっきりしているケガ

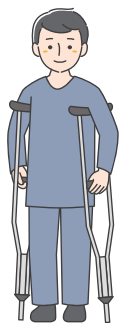
骨折

脱臼

打撲

捻挫

挫傷(肉離れ等)



※慢性に至ったケガは除きます。
※骨折、脱臼は応急措置を除き
医師の同意が必要です。

健康保険が使えません

- スポーツによる筋肉疲労
- 日常生活からくる疲れや肩こり
- 慰安目的のマッサージ
代わりの利用
- 脳疾患後遺症などの
慢性病



施術を受けるときの注意点!

point

01

仕事中や通勤途上の負傷は健康保険の対象外

仕事中や通勤途上の負傷は健康保険の対象ではなく、労働災害保険の対象となります。

point

02

施術前に負傷原因を正確に伝える

健康保険の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

point

03

「柔道整復施術療養費支給申請書」は必ず自分で署名する

「柔道整復施術療養費支給申請書」の受取代理人欄は原則患者の自筆による記入が必要となります。必ず自分で署名しましょう。

point

04

施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受ける

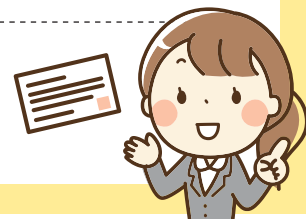
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

point

05

領収証は必ずもらって保管する

窓口支払いの領収証は無料で発行されます。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。



整骨院・接骨院等のかかり方について詳しくはこちら!



協会けんぽ 整骨院・接骨院

検索



申請書はすべて郵送でご提出いただけます

郵送での提出にご協力をお願いします

協会けんぽ 検索



申請書は
協会けんぽのホーム
ページからダウンロード・
印刷できます



こちらから必要な申請書類を
選択してください

! プリントする際のお願い
申請書をスキャナーに読み込み
審査の効率化を図っています。印
刷は、**A4片面100%(実際のサイ
ズ)**でお願いします。

印刷環境がない場合は郵送しますのでご連絡ください。電話番号:089-947-2100(代表)

提出先に
ご注意ください!

全国健康保険協会

- 健康保険の給付
- 保険証の再交付
- 任意継続(退職後の健康保険)
...などに関する手続き

日本年金機構

- 従業員の資格取得や喪失
- 被扶養者の追加、削除
- 給与(報酬月額)関係
...などに関する手続き

申請書毎の
提出先一覧は
こちら

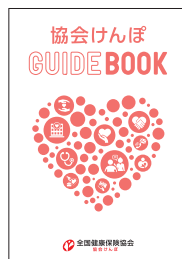


動画・パンフレット等をご活用ください



給付金の案内や申請書の記入
方法を紹介したパンフレット等を
ホームページに掲載しています。
ぜひ、事務等にお役立てください。

動画・
パンフレット等は
こちら



ガイドブック



リーフレット



Youtube
(協会けんぽとは?)

制度情報・健康情報を
月に1回お届け♪

メールマガジン



協会けんぽの健診がさらにお得に!

生活習慣病予防
健診



今、「健康経営®」が目ざされています☆

健康づくり推進
宣言



「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。